九　暗号資産信用取引にあっては、次に掲げる事項
イ　暗号資産信用取引である旨
ロ　信用供与に係る債務の額及び弁済の期限
ハ　保証金に関する事項（保証金の種類、受入年月日又は返却年月日及び金額又は数量）

3　第一項第二号の暗号資産管理明細簿は、暗号資産交換業の利用者ごとに作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　利用者の氏名又は名称
二　受入れ又は引出しの別及びその年月日並びに差引残高
三　利用者の暗号資産を管理する者の氏名又は名称
四　暗号資産の名称
五　暗号資産の数量

（注文伝票）

第三十六条　第三十三条第一項第四号の注文伝票には、法第二条第七項第一号及び第二号に掲げる行為に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　自己、媒介、取次ぎ又は代理の別（自己の取引の発注の場合にあっては、自己）
二　暗号資産交換業の利用者の氏名又は名称
三　暗号資産の名称
四　売付け、買付け又は他の暗号資産との交換の別
五　受注数量及び発注数量
六　約定数量
七　指値又は成行の別（指値の場合にあっては、その価格及び注文の有効期限（当該有効期限が当日中であるものを除く。）を含む。）
八　受注日時及び発注日時
九　約定日時
十　約定価格又は単価及び金額（他の暗号資産との交換の場合にあっては、当該他の暗号資産の名称及び約定価格に準ずるもの）
十一　暗号資産信用取引にあっては、次に掲げる事項
イ　暗号資産信用取引である旨
ロ　新規又は決済の別
ハ　信用供与に係る債務の額及び弁済の期限
十二　取引が不成立の場合には、第六号、第九号及び第十号に掲げる事項に代えて、その旨及びその原因

（暗号資産交換業に関する報告書）

第三十七条　法第六十三条の十四第一項の暗号資産交換業に関する報告書は、事業概況書及び暗号資産交換業に係る収支の状況を記載した書面に分けて、別紙様式第十一号（外国暗号資産交換業者にあっては、別紙様式第十二号）により作成し、事業年度の末日から三月以内（外国暗号資産交換業者にあっては、事業年度の末日から四月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

2　前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通並びに最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び暗号資産の管理を行う暗号資産交換業者にあってはこれらの書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［号を加える。］

3　第一項第二号の仮想通貨管理明細簿は、利用者ごとに作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［号を加える。］

一　受入れ又は引出しの別及びその年月日
二　利用者の仮想通貨を管理する者の氏名又は名称
三　仮想通貨の名称
四　仮想通貨の数量

［条を加える。］

（仮想通貨交換業に関する報告書）

第二十九条　法第六十三条の十四第一項の仮想通貨交換業に関する報告書は、事業概況書及び仮想通貨交換業に係る収支の状況を記載した書面に分けて、別紙様式第十一号（外国仮想通貨交換業者にあっては、別紙様式第十二号）により作成し、事業年度の末日から三月以内（外国仮想通貨交換業者にあっては、事業年度の末日から四月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

2　前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通並びに最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及びこれら書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。